

9月1日（日）に扶桑町総合防災訓練を実施します

災害対策室 内線 352

8月30日（金）から9月5日（木）までの防災週間に合わせて、地震の発生を想定した扶桑町総合防災訓練を実施します。

今年は自主防災会の皆さんを中心とした住民参加型の訓練を行います。

いざという時のために、皆さんも訓練に参加していただき、ご家庭においてもこの機会に防災についての話し合いをしましょう。

▼日 時 9月1日（日）防災の日 午前10時～正午頃（小雨決行）

▼場 所 高雄小学校

広報無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）放送に耳を傾けましょう

災害対策室 内線 352

▼災害時は広報無線機と屋外拡声子局により情報の収集を

当町では災害時の情報を防災行政無線の広報無線機（戸別受信機）と屋外拡声子局により放送します。これは、災害情報や避難に関する情報等を素早く正確にお届けするものです。また、緊急地震速報や国民保護情報等が発令された場合に広報無線機と屋外拡声子局を通じて情報提供を行うJアラート（全国瞬時警報システム）の運用も行っており、緊急時において町民の生命と財産を守るために必要な情報を提供することを目的とし、24時間いつでも作動するように設定されています。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

扶桑町地震対策補助金を拡充しました

災害対策室 内線 352

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等飛散防止などの地震対策に加え、新たに感震ブレーカーの取付を補助対象として追加し、地震対策補助金を拡充しました。

これまででは、1世帯につき1回限りで地震対策補助金を交付していましたが、今回の拡充により、令和元年度から、1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。補助期間は、令和3年度（2021年度）までの3年間です。

◆ 補助対象について

扶桑町に住居登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。

- ・家具の転倒防止器具及びその取付費用
- ・家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- ・窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）及びその取付費用

◆ 補助金の額について

補助対象となる地震対策の経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の5分の4の額（100円未満は切捨て）で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。

◆ 申請手続きについて

品名（規格）、購入日（工事日）、販売店（取付業者）印のある領収書を必ず受領してください。

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください（ホームページからダウンロードできます）。

- ・扶桑町地震対策補助金交付申請書
- ・同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要）
- ・扶桑町地震対策補助金交付請求書
- ・領収書
- ・地震対策実施後の写真

※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

Jアラートの訓練放送を行います

災害対策室 内線 352



全国一斉情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生時に備え、Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いて情報伝達訓練を行います。

▼日 時 8月28日（水）午前11時頃

「チャイム音」

「これは、Jアラートのテストです。」が3回

「こちらは、こうほうふそうです。」

「チャイム音」

▼今後の全国一斉情報伝達訓練の予定（令和元年度）

- ・令和元年12月4日（水）午前11時頃
- ・令和2年2月19日（水）午前11時頃

※なお、災害等の発生により中止する場合がありますのでご了承ください。

避難情報を5段階の「警戒レベル」でお知らせします

災害対策室 内線 352

大雨などによる災害の危険度をわかりやすく伝えるため、下記の5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されます。情報を正しく理解し、警戒レベルに応じた適切な避難行動をとりましょう。

警戒レベル※1	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5 （災害発生）	すでに災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 （町が発令）
警戒レベル4 （全員避難）	速やかに避難場所へ避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※3 （町が発令）
警戒レベル3 （高齢者等は避難）	避難に時間を要する方（高齢者、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は、避難しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 （町が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）

※1 警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

※2 災害発生情報は、災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するものであり、必ず発令されるものではありません。

※3 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令されるものであり、必ず発令されるものではありません。

防災マップについて

災害対策室 内線 352

広報ふそう4月号と同時に全戸配布をしました「防災マップ」について、まだお持ちでない方又は再度受取りを希望される方は災害対策室までお越しください。